

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
日本車輛製造株式会社	愛知県名古屋市熱田区三本松町1-1

2. 指名停止措置期間

令和5年10月19日 から 令和5年11月18日 まで 1ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

令和5年8月8日、徳島河川国道事務所発注の「令和4-5年度 横断道阿南IC追加OFFランプ橋上部工事」における主桁架設時に、主桁上面にいた下請の作業員が親綱から墜落制止用器具のフックを外し、中間横桁を利用して降りようとした際に、地上に墜落し負傷する事故が発生した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第1第7号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

指名停止措置要領別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也

(内線2511)

総務部経理調達課長

岡本 隆章

(内線6311)

○総務部契約課課長補佐

森崎 貴司

(内線2512)